



平成 22 年 3 月 2 日

各 位

会 社 名：株式会社三菱ケミカルホールディングス
代表者名：取締役社長 小林 喜光
(コード番号：4188)
問合せ先：広報・I R 室長 高阪 肇
TEL. 03-6414-4870

**「三菱レイヨン株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」
及び公開買付開始公告の追加訂正に関するお知らせ**

株式会社三菱ケミカルホールディングス（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、三菱レイヨン株式会社（以下「対象者」といいます。）の株式を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関する平成 22 年 2 月 17 日付公開買付届出書（平成 22 年 2 月 18 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正されたものをいいます。）について、金融商品取引法（以下「法」といいます。）第 27 条の 8 第 2 項に基づく訂正届出書を平成 22 年 3 月 2 日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、平成 22 年 2 月 16 日付「三菱レイヨン株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び平成 22 年 2 月 17 日付「公開買付開始公告」（平成 22 年 2 月 18 日付「公開買付届出書の訂正届出書提出に伴う『三菱レイヨン株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ』及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」により訂正されたものをいいます。以下同じです。）の内容を下記の通り追加して訂正いたしますので、お知らせいたします。

なお、本訂正は、法 27 条の 3 第 2 項第 1 号に定義される買付条件等の変更ではありません。

記

I. 平成 22 年 2 月 16 日付「三菱レイヨン株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正内容

平成 22 年 2 月 16 日付「三菱レイヨン株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」について、以下の通り訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

2. 買付け等の概要

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

(訂正前)

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	6,517個	(買付け等前における株券等所有割合 1.15%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	572,226 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数 (平成 21 年 9 月 30 日現在)	568,504 個	

(後略)

(訂正後)

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	6,526個	(買付け等前における株券等所有割合 1.15%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	572,226 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数 (平成 21 年 9 月 30 日現在)	568,504 個	

(後略)

(9) その他買付け等の条件及び方法

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第 3 号イ乃至チ、第 4 号、第 5 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事情のいずれかが発生した場合（公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の前日までに、①欧州委員会による法定審査期間が満了しない場合又は欧州委員会による本件株式取得の承認が得られなかった場合、又は②ロシア連邦反独占局による本件株式取得の承認が得られておらず、かつ、当該反独占局による本件株式取得の承認が必要でない旨の言明が得られていない場合を

みます。)は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(後略)

(訂正後)

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ、第4号、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(後略)

II. 平成22年2月17日付「公開買付開始公告」の訂正内容

平成22年2月17日付「公開買付開始公告」について、以下の通り訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

2. 公開買付けの内容

(14) その他買付け等の条件及び方法

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含み、以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ、第4号、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合、(公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の前日までに、①欧州委員会による法定審査期間が満了しない場合又は欧州委員会による本件株式取得の承認が得られなかった場合、又は②ロシア連邦反独占局による本件株式取得の承認が得られておらず、かつ、当該反独占局による本件株式取得の承認が必要でない旨の言明が得られていない場合を含みます。)は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(後略)

(訂正後)

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含み、以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ、第4号、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(後略)

本プレスリリースは、本公開買付けに関する訂正内容を一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに係る売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに係る公開買付け説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配付の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第 13 条(e) 項又は第 14 条(d) 項及び同法の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの基準に沿ったものではありません。

国又は地域によっては、本プレスリリースの発表又は配付に法令上の制限が課されている場合があります。かかる場合にはそれらの制限に留意し、当該国又は地域の法令を遵守して下さい。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、仮に本プレスリリース又はその訳文が受領されても、本公開買付けに関する株券の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。